第2検討部会 会議録

会議の名称	第 28 回 第 2 検討部会
開催日時	平成 20 年 11 月 21 日 (金) 18 時 00 分から 20 時 30 分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)平副委員長
	(委員)石井委員、大関委員、河合委員、篠田委員、永瀬委員、吉田委員
	. 運営調整部会の報告と意見
会議内容	. 今後の検討方針
	. 今後の日程、進め方
会議資料	「第 28 回検討部会」、「運営調整部会資料」
発 言	. 運営調整部会の報告と意見
	・ 平部会長より起草作業の概要とスケジュールの説明
	(素案検討の全体像について)
	・ 以前のものと比較すると総則に目標という形で防災なども書かれてい
	た。
	素案の説明をするときに、危機管理をどこに置いていいか困っていると
	聞いた。流動的なようだ。
	(事務局)現状の中では、一応仮置きで、総則の最後に入れてある。
	・ 監査の話が載っていない。
	この図表では表記されていないが、素案の案には残っている。
	(事務局)具体的には行政運営の中の項目。素案の8ページだ。
	(素案条文への意見)
	・ 目的が変更になっている。調整部会で議論はなかったか。
	調整部会では、その意見を出し合うという時間がなかった。
	・ 「幸せに暮らす地域社会」という文言の追加は、編集委員会の趣旨を
	変えているのではないか。
	結局、市民の権利を実現するということは、幸せに暮らす地域社会を築
	くことにつながるだろうという。
	・ 起草の基本方針とずれている印象だ。基本方針は、編集委員会の素素
	案の趣旨から逸脱しないということだったはず。幸せに暮らす地域社
	会を築くなんて、どこにもない。
	今の時点では、まだ内容が流動的だ。また、9日の運営調整部会で報告
	する際には、この素案の案の下に何でこういうふうになったという、その
	理由等の説明があるので納得できるかもしれない。

・ 地域社会について、地縁という表現は、わかりやすいと感じた。 意地悪く読むと、地縁団体は自主的に形成されてないと読める。それは、 町会、自治会に関して、失礼に当たる可能性があるので、ここは表現を変 える必要があるのではないか。

この点は、追加がある部分かもしれない。従来の案だと、地縁に基づいた団体のことを中心に書いてあって、テーマ型市民団体が抜け落ちている。 その点は、逐条解説で多分説明は入るとは思う。

- 22の部分で「公表」への言及が消えている。確かに消えている。どうして消えたのか。これだけではわからない。
- ・ 市政と言わずに、行政の運営と明らかに意識して言葉を使い分けている。どう使い分けているのか。具体的に書いてもらわないとわからない。
- ・ 附属機関とあるが、例えばどんなものか。具体的に示してもらわない とわからない。
- ・ 表現について、素素案では「原則」になっていて、素案は「可能な限 り」という表現に変わっている部分がある。これは法的に意味が違う のか。チェック願いたい。
- ・ 任命権者とは、市長は当然として、その他の任命権者というのは具体 的にだれか。
- ・ 主語が不明瞭な個所があるが、チェックしたほうがいい。
- ・ 監査について表現が微妙に後退しているが、法改正等の流れで外部監 査も入れなくてはならないので条例ではこのような形ということか。
- ・ 素案では「市は住民投票の結果を尊重しなければならない」とあるが、素素案から大分変更になっているのが気になる、

技術的には、「しなければならない」と書くと、自治基本条例と、住民投票条例、同時施行、一緒にスタートさせないといけなくなってしまうのを避けるためだ。

・ 「議員、市長及び職員は、法令を遵守するとともに、この条例が本市 の最高規範であることを認識した上で」とあるが、最高規範というこ ととは関係ないような感じがする。

コンプライアンス・倫理をどこに持っていったかと思ったら、ここにしたようだ。ただ、コンプライアンスというと、別の法令を守るという意味なので、意味あいが違う。

市民の責務についてだが、素案の案では、市民の共助というところで 触れられているが、違うと考える。責務とは身勝手なことをやっちゃ いかんという意味であり、共助とは違う

ある意味、この条例では、前向きに市民が関わってもらえばよいと考える。そういう意味では、こちらの表現のほうがいいのかなと感じる。責務 という言葉が気に障る人がいるかもしれない。

抽象的な表現であり得るとしたら、「応分の負担」、「自治に対する応分の 負担」はどうか。依然気にする人がいるかもしれない。応分の負担の中に、 税金を払うとか、いろいろある。自治がタダでないことを示したらどうか。

- ・ 協働に関して、市と市民はお互いに公正であるということ。そっちの ほうに重点を置いて議論をしたほうが良いと考える。情報とか資源と かというのは、市民よりも、行政の側のほうが豊富に持っているので あるから、そういった違いを認めつつ、公正に協働が行われるという 考え方は可能。
- ・ 前回と比べると、随分すばらしいなと思ったが、逐条解説というのが、 どういう形になるのか気になる。
- 難しい言葉というか、わからない言葉が入っている。絶対説明が必要。任命権者等がわからない。

広報PI活動について報告(永瀬委員)

- ・ 対話集会は、5カ所開催、合計参加者が47名であった。
- ・ 大半の方は、この条例に対しての前向きな姿勢を持っていただいてい
- ・ パブコメは12件。あと市の職員の方のアンケートも12件あったので、 都合24件の意見がある。起草委員会で適宜取り扱う。
- ・ 運営調整部会では広報 P I 活動のあり方について、策定後、どういう フォローをしていくか、検討をしていただきたいというご提案もあっ た。

. 今後の検討方針

- ・ 市民参加、協働推進、住民投票、3つの条例の策定検討委員会みたい なものをどうするかを検討したい。それから、運用推進委員会の設置 をどうするか。そのやり方に関して次回の第2検討部会で検討する。
- ・ 策定後の広報の内容とか方法に関して、運用推進委員会で、行うのか どうか。その辺含めて、運用推進委員会のあり方を議論したい。
- ・ 議会での審議は総務常任委員会で公開で行われる。
- ・ 傍聴は可能だが、開催場所が狭い。 3 席しかないことに留意。
- 施行は半年後ぐらいか。基本的には、4月1日ということに一応なる。

. 今後の日程、進め方

- ・ 9日の運営調整部会が終わり次第、その文章説明の結果と資料等はお送りする。
- ・ 基本的に17日までに何らかの形で書いていただくか、事前に送っても らいたい。

(以上)

次回以降日程

第 29 回検討部会 12 月 17 日 (水) 18 時~ 栄町公民館